

特定非営利活動法人ココプロ
入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は当法人の定款に基づき、入会金および会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

2. 会費は年払いとする。毎事業年度開始1ヶ月後（毎年4月30日）までに、当法人の定める方法により会費を納付する。
3. 会費は次のとおりとする。
 - (1) 正会員 1口 12,000円
 - (2) 賛助会員 1口 12,000円（消費税別）
 - (3) 事業者バリュー会員（法人および個人事業主）
1口 12,000円（消費税別）、または会費相当の現物、スキルを提供
4. 前項の会費の納入は、当法人から加入承認の通知を受けた日から30日以内とする。
5. 前項第3号の会費相当の現物、スキルについては、会員を希望する法人および個人事業者と理事会にて協議し、双方合意のもとで決定するものとする。
6. 事業年度の中で退会した会員の会費は返還しないものとする。
7. 会員規約第16条3号により、継続して1年以上会費を滞納したときは、当法人の会員の資格を喪失する。

(入会金)

第3条 入会金は次のとおりとする。

- (1) 正会員 無し
- (2) 賛助会員 無し
- (3) 事業者バリュー会員（法人および個人事業主） 無し

(会費の免除)

第4条 理事会は、会費の免除、または減額すべき相当の事由があると認める会員については、会費の免除又は減額を議決することができる。

施行日：令和3年11月19日

特定非営利活動法人ココプロ